

## 海岸法の一部を改正する法律案

# ● 海岸法の一部を改正する法律案

防災・減災対策の強化及び適切な海岸管理を進めるため、堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林等を海岸保全施設に位置付けるとともに、海岸保全施設の維持・修繕基準の創設、水門・陸閘等に関する操作規則等の策定の義務付け及び操作従事者等に対する損害補償規定の整備等の所要の措置を講ずる。

## 背景

- 今後発生が想定される南海トラフ地震等の災害による大規模な津波、高潮等に備えるため、海岸の防災・減災対策の強化が必要



(東日本大震災における堤防、水門の破壊)



- 高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の老朽化への早急な対応が必要



(鋼矢板の腐食・コンクリートの劣化)



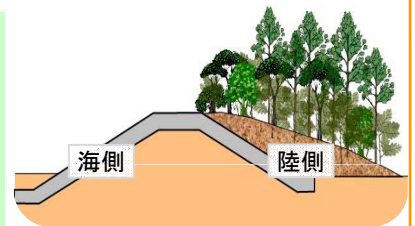
(堤防のひび割れ)

## 改正案の概要

### 海岸の防災・減災対策の強化

- 海岸管理における防災・減災対策の推進

- 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け
- 関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置



(「緑の防潮堤」のイメージ)

- 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立

- 水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定
- 災害時の海岸管理者による障害物の処分等の緊急措置及び水門・陸閘等の操作従事者等に対する損害補償規定の整備



(陸閘の閉鎖作業)

### 海岸の適切な維持管理の確保

- 海岸保全施設の適切な維持管理

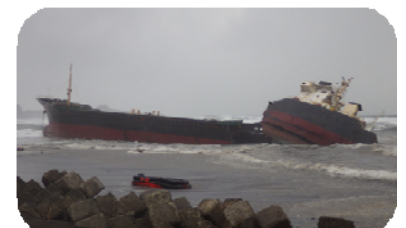
- 海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕基準を策定
- 船舶が座礁等した場合に海岸保全施設の損傷等を防止するため、海岸管理者は当該船舶の撤去を命令



(堤防の点検)

- 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実

- 海岸管理者は海岸の管理に協力する法人又は団体（NPO等）を海岸協力団体として指定



(海岸保全区域内での船舶の座礁)

# 海岸法の一部を改正する法律案の概要

## 海岸管理における防災・減災対策の推進

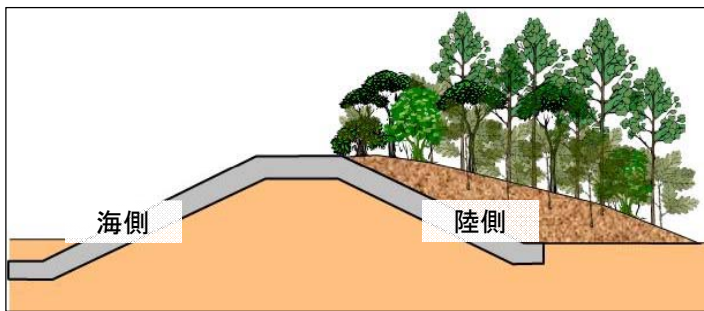
### 現状と課題

東日本大震災では、津波が堤防を越え、甚大な被害が発生

- ➡ ○設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような堤防等の整備
- 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、関連施策との連携を強化

### 改正内容

- 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林(「緑の防潮堤」)など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け
- 関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置



「緑の防潮堤」完成イメージ



緑の海岸保全計画イメージ

## 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立

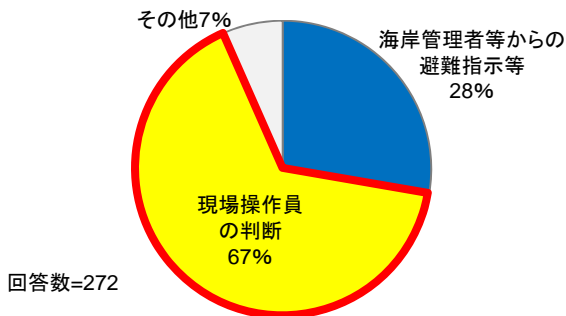
### 現状と課題

東日本大震災では、水門・陸閘等の操作に従事していた方が多数犠牲\*になった

- ➡ ○現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作させるための体制強化
- 災害時における緊急措置等の不測の事態への対応の強化

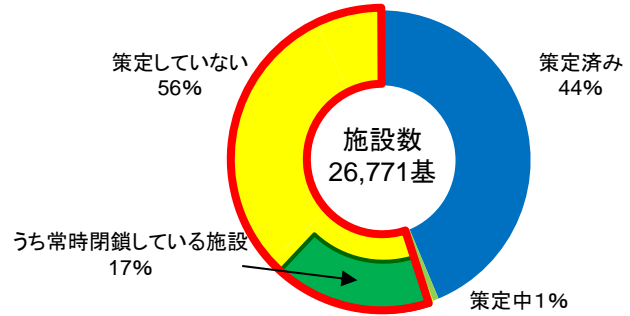
\*死亡・行方不明となった消防団員254名  
そのうち水門閉鎖等に関係する消防団員59名  
(出典：消防団員等公務災害補償等共済基金資料)

現場操作員が危険な状態となった場合の対応



※平成25年2月(国土交通省、農林水産省調べ)  
※岩手県、宮城県、福島県を除く  
※上記数値は海岸管理者数に対する割合

水門・陸閘等の管理・運用に関する規則等の策定状況



※平成25年11月(国土交通省、農林水産省調べ)  
※岩手県、宮城県、福島県を除く

### 改正内容

- 水門・陸閘等について、海岸管理者等に対して災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付け
- 海岸管理者は、水門・陸閘等を管理する海岸管理者以外の者に対し、操作規程の遵守のために必要な措置をとること等を勧告するとともに、勧告に従わない場合等に施設の改善を命令
- 海岸管理者は、災害時に緊急の必要があるときは、障害物の処分等をし、付近の居住者等を水門・陸閘等の操作等に従事させ、これらによる損害を補償

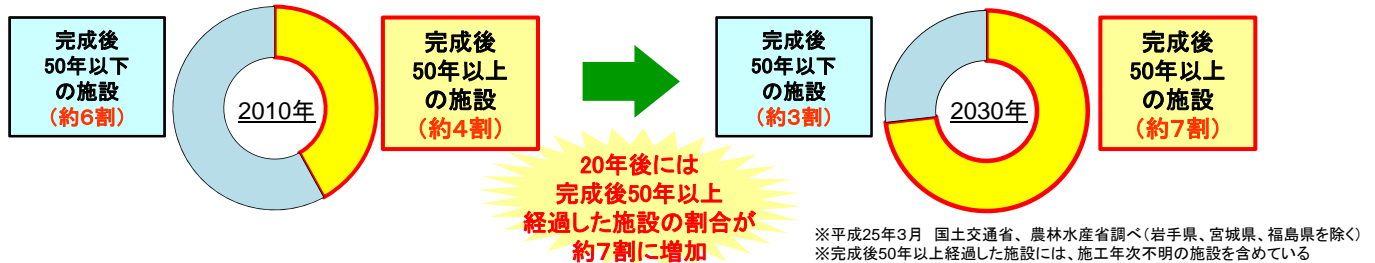
## 海岸保全施設の老朽化対策

### 現状と課題

海岸堤防等は、高度成長期等に集中的に整備され、今後急速に老朽化

➡ ○財源、人材に限られる中で、海岸保全施設のより一層の適切な維持・修繕が急務

#### <海岸堤防等の老朽化の現状>



### 改正内容

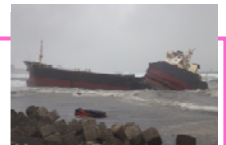
- 海岸管理者は海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
- 予防保全の観点から、維持・修繕の基準を策定

## 海岸保全区域内において座礁等した船舶の撤去等

### 現状と課題

海岸保全区域内において座礁した船舶が放置される事案が発生

➡ ○海岸保全施設の損傷等を防止するため、座礁等した船舶を撤去させる仕組みを整備



### 改正内容

- 海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷等し、海岸の保全に支障を及ぼすおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令

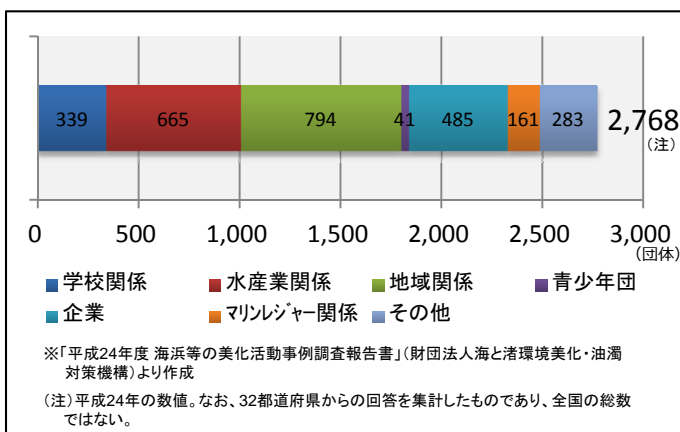
## 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実

### 現状と課題

近年、民間の法人・団体が海岸において多種多様な活動を実施

➡ ○民間による海岸環境の保全等の活動を促進し、海岸の維持管理を充実

#### <海岸で活動する民間団体数>



#### <民間団体等の具体的活動の事例>



### 改正内容

- 海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実にを行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定
- 海岸協力団体の活動上必要な海岸法の許可を簡素化